

別添資料 3

LPガス消費者保安功績者表彰実施要領 (LPガス販売事業者用)

平成20年度

(社)日本エルピーガス連合会
都道府県LPガス協会

平成20年度LPガス消費者保安功績者表彰について

平成20年8月

(社)日本エルピーガス連合会
都道府県LPガス協会

平成16年度から経済産業省、LPガス安全委員会等において、現在のLPガスの保安水準を維持・向上するための一方策として新たな表彰制度が発足し、毎年経済産業省原子力安全・保安院長表彰を始めとし、高圧ガス保安協会長及びLPガス安全委員会長表彰等の贈呈が実施されております。

そうした中、昨年度より標記表彰制度の「評価項目」について、消費者保安の取り組みを法令以上に実施しているLPガス販売事業者(以下、「販売事業者」という。)に対して、総合的に評価する改訂が行われました。また、受賞者には店頭用ステッカー、車両用ステッカー及び名刺用シールのデータが配布されることとなりました。

つきましては、申告書の評価項目の総合点数が75点以上となる販売事業者におかれましては、奮って申告されますようお願いいたします。

また、過去に受賞した販売事業者も原則として表彰対象者となっておりますので、同様に75点以上となる販売事業者は申告されますよう併せてお願いいたします。

申告にあたっては、本要領の申告用紙に平成20年6月30日現在の状況等をご記入のうえ、9月12日までに所属の都道府県LPガス協会等まで申告されますようお願いいたします。

なお、本年度は無事故の要件等が変更になっておりますので、ご注意ください。

【主な変更点】

1. 保安優良液化石油ガス販売事業者表彰について、無事故の要件が人損を伴うもののみ過去3年間から過去5年間に延長された。
2. 保安功労者(個人)、液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰について、無事故の要件が人損を伴うもののみ過去3年間から過去5年間に延長された。

以上

平成20年度液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領
(原子力安全・保安院長表彰、高圧ガス保安協会会長表彰、LPガス安全委員会会長表彰)

液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰する。このことにより、液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスに関わる事故を減少させることが目的である。

平成20年度液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領を下記のとおり定める。

記

1. 表彰実施日 平成20年10月23日(木) 14時～
2. 表彰式会場 如水会館(東京都千代田区一ツ橋2-1-1)
本会場において開催される「LPガス消費者保安推進大会」において表彰する。

3. 表彰の種類及び表彰対象者(被表彰者)

表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者(以下「販売事業者」という。) 液化石油ガス関係団体(以下「関係団体」という。) 個人及び保安機関を対象に行う。

販売事業者においては、自主保安活動が整備されている等保安上の職制が模範的な事業者であること、保安責任者及び従業員全般に対する保安教育が徹底している事業者であること、液化石油ガスの保安に対して積極的に活動し、かつ、液化石油ガス関係法令の違反がなく、他の模範として表彰することが適当と認められる事業者を対象とする。

関係団体においては、液化石油ガスの保安に対して積極的に活動し、販売事業者などに対して液化石油ガス保安に関する指導的役割を果たしている団体を対象とする。

個人においては、液化石油ガスの保安に対して積極的に活動し、保安功労者として他の模範として表彰することが適当と認められる者を対象とする。

保安機関においては、液化石油ガスの保安に対して積極的に活動し、他の模範として表彰することが適当と認められる機関を対象とする。

表彰の種類及び表彰対象者(被表彰者)は、以下のとおり。

(1) 保安優良液化石油ガス販売事業者の表彰

本表彰は一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者を表彰するものとする。

ただし、同一年度高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰の該当者については、本表彰の対象としない。

保安方針

保安確保の体制として、目標を定め、責任と権限を明確化しており、安全機器等の設置の取組、予防保全(期限管理)を積極的に講じていること。

保安管理体制

資格者の確保、設備工事の管理、CO中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。

保安業務(法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組)

自主的な保安高度化の取組、消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。

(2) 保安功労者(個人) 優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

本表彰は、次に掲げる液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して指導的役割を果たした保安功労者(個人)並びに次に掲げる液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して積極的に貢献した関係団体及び保安機関を表彰するものとする。

保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。

保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。

事故防止に関し積極的に対応した経験があること。

教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。

保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。

その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

4. 被表彰者数

(1) 上記3(1)に関する被表彰者数は、次に掲げるものとする。

原子力安全・保安院長表彰 50者以内

高圧ガス保安協会会長表彰 50者以内

L Pガス安全委員会会長表彰 50者以内

(2) 上記3(2)に関する被表彰者数は、次に掲げるものとする。

原子力安全・保安院長表彰 定めていない

高圧ガス保安協会会長表彰 15者以内

L Pガス安全委員会会長表彰 30者以内

5. 被表彰者の推薦、選考及び表彰の方法

(1) 保安優良液化石油ガス販売事業者表彰に係る推薦

当該表彰に係る推薦等を行おうとする者は、別冊の別紙1の申告書に必要事項を記入して、評価項目の総合点数が75点以上の場合、下記に提出すること(自薦、他薦は問わない)。

また、本表彰の対象となる各保安項目の実施状況は、平成20年6月30日現を基準とする。

推薦の手順は、以下のとおりとする。

イ. 経済産業省(以下「本省」という。)が所管する販売事業者は、日本液化石油ガス協議会(以下「日液協」という。)がとりまとめ、本省と協議した上で日液協が推薦を行う。

ロ. 各経済産業局及び産業保安監督部・支部(以下「監督部等」という。)が所管する販売事業者は、各監督部等の管轄区域の液化石油ガス販売事業者連絡協議会(以下「地域液協」という。)がとりまとめ、当該産業保安監督部・支部(以下「監督部」という。)と協議した上で当該監督部が本省に推薦する。

なお、地域液協がない監督部等が所管する販売事業者は、所管する監督部がとりまとめ本省に推薦する。

ハ. 各都道府県が所管する販売事業者は、当該都道府県L Pガス協会がとりまとめ、当該都道府県と協議した上で、当該都道府県は管轄する監督部を経由して本省に推薦する。

ニ. 監督部、都道府県、日液協、地域液協及び都道府県L Pガス協会は、推薦しようとする販売事業者についてヒアリング等を行ったうえで、推薦書を作成するものとする。この場合において、推薦者は評価項目の合計点数が75点以上の販売事業者とする。

なお、推薦に際しては、当該販売事業者の申告書を添付するものとする。

(2) 保安功労者(個人)、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

日液協、地域液協及び各都道府県LPGガス協会等は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、推薦書を作成した上で、次の方法により推薦を行う。

なお、推薦は他薦によることとする。

日液協は、本省と協議した上で推薦を行う。この場合において、日液協は推薦書を本省に送付する。

各監督部は、地域液協と協議した上で推薦を行う。この場合において、各監督部は推薦書を本省に送付する。

地域液協のない監督部等は当該表彰に係る保安功労者等を選定し、推薦を行う。この場合において、監督部等は推薦書を本省に送付する。

各都道府県は、各都道府県LPGガス協会と協議した上で推薦を行う。この場合において、各都道府県は推薦書を当該都道府県を管轄する監督部を経由して本省に送付する。

日液協、地域液協及び各都道府県LPGガス協会以外の推薦者は、本省、監督部又は都道府県と協議した上で推薦を行う。この場合において、当該推薦者は推薦書を本省に送付する。

6. 申告書の提出期限

都道府県所管の販売事業者については、当該都道府県LPGガス協会へ9月12日までに提出する。

なお、その他の販売事業者は、それぞれの提出先にご確認ください。

7. 被表彰者の決定等

(1) 被表彰者の決定

被表彰者は、別紙2の「液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰の選考基準」に基づき本省等において審査の上決定する。

(2) 被表彰者の決定通知

本省等は(1)により、被表彰者を決定した場合は、推薦した各監督部、各都道府県及び関係団体等に通知する。

(3) 表彰の方式

表彰は表彰状の交付により行う。

**液化石油ガス消費者保安功績者
原子力安全・保安院長表彰の選考基準**

「保安優良液化石油ガス販売事業者表彰」「保安功労者（個人）優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰」における各表彰者の選考は、次の基準により行うものとする。

1．保安優良液化石油ガス販売事業者の表彰

保安対策の実施状況の審査は、申告書の総合点数を勘案の上、その実績が優秀であり、次の各項目に適合すること。

過去3年間の立入検査において、液化石油ガス関係法令上の違反事項（販売事業者の責任によらない場合を除く。）の指摘が無いこと。ただし、法令違反の程度が軽微であり、かつ、その違反が速やかに是正されている場合で、当該販売事業者の保安レベルが著しく良好な場合にあっては、この限りではない。

人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去5年間（人損を伴わない事故にあっては過去3年間）ないこと。ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあっては、この限りではない。

申告内容と実施状況に齟齬がないこと。齟齬が認められた場合は、表彰以降でも表彰を取り消すものとする。

2．保安功労者（個人）液化石油ガス関係団体、優良保安機関の表彰

（1）被表彰者の選考にあたっては、次の項目につき審査することにより行う。

液化石油ガスの保安に係る特色のある保安活動を展開し、その効果が上がっていること。

液化石油ガスの保安啓発にボランティア活動等を通して参加し、その功績が認められること。

液化石油ガスによる事故の発生を未然に防止し、又は既に発生した事故を大事に至る前に防いだ経験があること。（当該事故の原因が自己の職務上の責任によらない場合に限る。）

小中学校等の教育機関において、液化石油ガスの保安啓発活動に長年にわたって尽力したこと。

液化石油ガスの保安に係る技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。

その他、液化石油ガスの保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

（2）保安功労者（個人）関係団体及び保安機関にあっては、次の各項目に適合すること。

過去3年間の立入検査（団体の場合は監査等）において、関係法令上の違反事項（関係団体、保安機関の責任によらない場合を除く。）の指摘がないこと。ただし、法令違反の程度が軽微であり、かつ、その違反が速やかに是正されている場合で、保安機関においては、保安レベルが著しく良好な場合にあっては、この限りではない。

保安功労者（個人）及び保安機関にあっては、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間（人損を伴わない事故にあっては過去3年間）ないこと。ただし、事故の発生が当該保安機関の責任によらない場合にあっては、この限りではない。

保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告書

(6月30日現在)

各項目について記載漏れがないことを確認します。
(ただし、「8 .」～「10」については該当がなければ記入不要です。)

- 1 . 登録事業者名 / ふりがな : _____
資本金 : _____ 従業員数 : _____ 名
 - 2 . 所在地 : 〒 _____
電話番号 : _____ FAX 番号 : _____
 - 3 . 代表者名 : _____ 役職名 : _____
 - 4 . 登録年月日 : _____
 - 5 . 法令違反の有無 (過去 3 年間) : 有、無 (最終立入検査年月日 年 月 日)
 - 6 . 事故 (消費者ミスに係るものを含む。) 歴の有無 (過去 5 年間) :
有 (発生年月日 年 月 日 及びその内容) 無

 - 7 . 消費者戸数 : _____ 戸
 - 8 . 本表彰制度における受賞歴 : 表彰名 _____
受賞年度 _____
 - 9 . その他主な表彰の受賞歴 : 表彰名 _____
受賞年度 _____
 - 10 . 関連機関での活動履歴 (県 L P ガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載)

- (申告書 評価項目表を添付)

評価項目

販売事業者名を記入。

I.保安方針

注)ここでの設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化						
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	5点	<input checked="" type="radio"/> ×	5点	5点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	3点	<input checked="" type="radio"/> ×	3点	3点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	<input checked="" type="radio"/> ×	2点	2点又は0点
注意:別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。						
No. 2 安全機器等の設置の取り組み						
① ガス漏れ警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 (設置率100%以下でも可[○]。)		2点	<input checked="" type="radio"/> ×	2点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	① 法令義務施設以外の施設も含まれます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	1点	<input checked="" type="radio"/> ×	1点	1点又は0点
② ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホース (マイコンメータの遮断機能とバルクを除く)	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		2点	<input checked="" type="radio"/> ×	2点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	消費者拒否の場合は未設置となります。	1点	<input checked="" type="radio"/> ×	1点	1点又は0点

③ 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可[○].)		2点	○ ×	2点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可。 消費者拒否の場合は未設置となります。	1点	○ ×	1点	1点又は0点
④ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率70%以下でも可[○].)		2点	○ ×	2点	2点又は0点
	導入率70%以上	消費者拒否の場合は未設置となります。	5点	○ ×	5点	5点又は0点
⑤ 安全装置付きガスコンロ	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	○ ×	1点	1点又は0点
⑥ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	1点	○ ×	1点	1点又は0点
⑦ 火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器	火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう火災警報器付き複合型とは、火災警報器、ガス漏れ警報器及び一酸化炭素(CO)警報器の複合した警報器をいいます。	1点	○ ×	1点	1点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)						
① 調整器の定期交換	I類;S型は製造年月から10年、II類;N型は製造年月から7年を経過したものが無いこと。		5点	○ ×	5点	5点又は0点
② 高低圧ホースの定期交換	I類;S型は製造年月から10年、II類;N型は製造年月から7年を経過したものが無いこと。		5点	○ ×	5点	5点又は0点
③ 定期交換の管理	上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		5点	○ ×	5点	5点又は0点
④ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認し、老朽化した設備・機器の一掃を推進している。	2点	○ ×	2点	2点又は0点
合計			46点		46点	

項目ごとの合計を確認。(以下同じ)

II.保安管理体制

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1 資格者の確保						
従事者の資格 (二販、設備士、 業務主任者代理 者)取得状況	150%以上	$\text{○○\%} = \frac{\text{延べ資格者数(*1)}}{\text{LP法の販売事業に係る従事者数(*2)}}$	5点	<input checked="" type="radio"/>	5点	5点、2点又は0点
	100%以上150%未満	*1「資格者数」とは、液化石油ガス設備士、二販、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。 *2「LP法の販売事業に係る従事者数」は、LP法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	2点	<input type="radio"/>		
No. 2設備工事						
配管図面の保管	法定の保存期間(5年間)を超えて、全消費者の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	5点	<input checked="" type="radio"/>	5点	5点又は0点
No. 3 CO中毒事故防止対策						
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の清掃を推進するとともに、CO中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	対象となる燃焼器具がない場合(全部が屋外設置や不完全燃焼防止装置付器具)は、老朽化設備を一掃することを推進し、CO中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	3点	<input checked="" type="radio"/>	3点	3点又は0点
② 排気筒の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、排気筒の腐食、外れ、鳥の巣による閉そく、材料等の異常がないことを確認するとともに、消費者への排気筒の事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	<input checked="" type="radio"/>	2点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器について、未交換率が0%である(不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器がない)こと。		5点	<input checked="" type="radio"/>	5点	5点又は0点

No. 4 埋設管の管理						
腐食測定の実施及び改善等	埋設管の点検・調査を要する施設について、全て腐食測定を行い、かつ、腐食測定で不合格となった施設について改善率が100%となっていること。	<p>1. 「埋設管の点検・調査を要する施設」とは、一般家庭も含み、次のものを除いたものです。</p> <p>① S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるもの。</p> <p>② 壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかなもの。</p> <p>③ PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。 (詳細は高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照のこと。)</p> <p>2. 腐食測定で不合格となり、その後の漏洩試験で漏洩がない場合は漏洩検知装置の設置でも、改善とみなす。</p>	5点	<input checked="" type="radio"/> ×	5点	5点又は0点
合 計			25点		25点	

Ⅲ.保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取り組み）

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1 自主的な保安高度化の取り組み						
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目(定期供給設備点検)について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。	3点	<input checked="" type="radio"/> ×	3点	3点、2点、1点又は0点
		2年に1回。	2点	<input type="radio"/> ×		
		3年に1回。	1点	<input type="radio"/> ×		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目(定期消費設備調査)について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。	3点	<input checked="" type="radio"/> ×	3点	3点、2点、1点又は0点
		2年に1回。	2点	<input type="radio"/> ×		
		3年に1回。	1点	<input type="radio"/> ×		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		4点	<input checked="" type="radio"/> ×	4点	4点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置(CO警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等)の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っていること。		4点	<input checked="" type="radio"/> ×	4点	4点又は0点

No. 2 消費者保安啓発活動						
① 消費者への 保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例:保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		5点	<input checked="" type="radio"/> ×	5 点	5点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例:LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		5点	<input checked="" type="radio"/> ×	5 点	5点又は0点
③ 高齢者、障害者世帯等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や障害者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		5点	<input checked="" type="radio"/> ×	5 点	5点又は0点
		合計	29点		29 点	

総合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)

	総合計	100点	—	100 点	—
--	-----	------	---	-------	---

総合計を確認。(75点未満の場合は申告できません)

保安活動概要の記入用紙

<p>計画</p> <p>①保安教育について:</p> <p>②安全装置の設置について:</p> <p>③消費者啓発について:</p> <p>計画の概要を項目ごとに記入。</p>
<p>実行</p> <p>実行の概要を記入。</p>
<p>検討・評価</p> <p>検討・評価の概要を記入。</p>

参考：受賞者に配布するステッカー等

■ステッカー（約W=204mm×H=182mm）

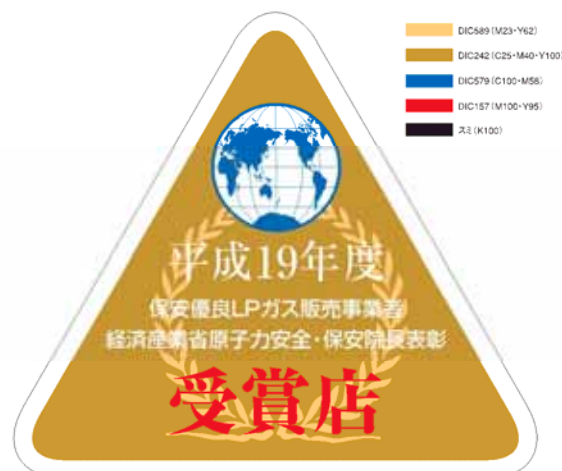


■車両用ステッカー（約W=343mm×H=128mm）



■名刺用シール

1. 受賞者の皆様には名刺用シールのデータをCD-ROMでお渡し致します。ご利用ください。
2. ご利用の皆様にはこのデータをお近くの印刷会社へお持ちし、作成する枚数などをご相談してください。



保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告書
(6 月 3 0 日現在)

1 . 登録事業者名 / ふりがな : _____

資本金 : _____ 従業員数 : _____ 名

2 . 所在地 : 〒 _____

電話番号 : _____ FAX 番号 : _____

3 . 代表者名 : _____ 役職名 : _____

4 . 登録年月日 : _____

5 . 法令違反の有無(過去 3 年間) : 有、無 (最終立入検査年月日 年 月 日)

6 . 事故 (消費者ミスに係るものを含む。) 歴の有無 (過去 5 年間) :

有 (発生年月日 年 月 日及びその内容)、無

7 . 消費者戸数 : _____ 戸

8 . 本表彰制度における受賞歴 : 表彰名 _____

受賞年度 _____

9 . その他主な表彰の受賞歴 : 表彰名 _____

受賞年度 _____

1 0 . 関連機関での活動履歴 (県 L P ガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載)

(申告書 評価項目表を添付)

評価項目

.保安方針

注)ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	いずれかに	得点	備考
No.1 保安体制・責任と権限の明確化						
保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	5点	×	点	5点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	3点	×	点	3点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	×	点	2点又は0点
注意:別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。						
No.2 安全機器等の設置の取り組み						
ガス漏れ警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 (設置率100%以下でも可[]。)		2点	×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	法令義務施設以外の施設も含まれます。 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室室内にあるもののみです。 消費者拒否の場合は未設置となります。 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	1点	×	点	1点又は0点
ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホース (マイコンメータの遮断機能とバルクを除く)	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		2点	×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	消費者拒否の場合は未設置となります。	1点	×	点	1点又は0点

漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可[]。)		2点	×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可。消費者拒否の場合は未設置となります。	1点	×	点	1点又は0点
集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率70%以下でも可[]。)		2点	×	点	2点又は0点
	導入率70%以上	消費者拒否の場合は未設置となります。	5点	×	点	5点又は0点
安全装置付きガスコンロ	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	×	点	1点又は0点
ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	1点	×	点	1点又は0点
火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器	火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう火災警報器付き複合型とは、火災警報器、ガス漏れ警報器及び一酸化炭素(CO)警報器の複合した警報器をいいます。	1点	×	点	1点又は0点
No.3 予防保全(期限管理)						
調整器の定期交換	類;S型は製造年月から10年、類;N型は製造年月から7年を経過したものがないこと。		5点	×	点	5点又は0点
高低圧ホースの定期交換	類;S型は製造年月から10年、類;N型は製造年月から7年を経過したものがないこと。		5点	×	点	5点又は0点
定期交換の管理	上記 ~ の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		5点	×	点	5点又は0点
老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認し、老朽化した設備・機器の一掃を推進している。	2点	×	点	2点又は0点
			合計		0点	

保安管理体制

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに	得点	備考
No.1 資格者の確保						
従事者の資格 (二販、設備士、 業務主任者代理 者)取得状況	150%以上	$\% = \frac{\text{延べ資格者数}(*1)}{\text{LP法の販売事業に係る従事者数}(*2)}$	5点	×	点	5点、 2点又 は0点
	100%以上150%未満	* 「資格者数」とは、液化石油 1 ガス設備士、二販、業務主任 者代理者取得者の合計数を 指す。 * 「LP法の販売事業に係る従 2 事者数」は、LP法の販売事 業に係る経営者、総務・経 理担当、パート・アルバイト等臨 時採用者も含んだ数。	2点	×		
No.2 設備工事						
配管図面の保管	法定の保存期間(5年間)を超えて、全消費者の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	5点	×	点	5点又 は0点
No.3 CO中毒事故防止対策						
不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の清掃を推進するとともに、CO中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	対象となる燃焼器具がない場合(全部が屋外設置や不完全燃焼防止装置付器具)は、老朽化設備を一掃することを推進し、CO中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	3点	×	点	3点又 は0点
排気筒の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、排気筒の腐食、外れ、鳥の巣による閉そく、材料等の異常がないことを確認するとともに、消費者への排気筒の事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	×	点	2点又 は0点
不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器について、未交換率が0%である(不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器がない)こと。		5点	×	点	5点又 は0点

No.4 埋設管の管理						
腐食測定の実施及び改善等	埋設管の点検・調査を要する施設について、全て腐食測定を行い、かつ、腐食測定で不合格となった施設について改善率が100%となっていること。	<p>1. 「埋設管の点検・調査を要する施設」とは、一般家庭も含み、次のものを除いたものです。</p> <p>S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるもの。</p> <p>壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかなもの。</p> <p>PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。 (詳細は高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照のこと。)</p> <p>2. 腐食測定で不合格となり、その後の漏洩試験で漏洩がない場合は漏洩検知装置の設置でも、改善とみなす。</p>	5点	×	点	5点又は0点
合 計			25点		0 点	

保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取り組み）

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに	得点	備考
No.1 自主的な保安高度化の取り組み						
法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目(定期供給設備点検)について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	<p>1年に1回以上。</p> <p>2年に1回。</p> <p>3年に1回。</p>	<p>3点</p> <p>2点</p> <p>1点</p>	<p>×</p> <p>×</p> <p>×</p>	点	3点、2点、1点又は0点
法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目(定期消費設備調査)について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	<p>1年に1回以上。</p> <p>2年に1回。</p> <p>3年に1回。</p>	<p>3点</p> <p>2点</p> <p>1点</p>	<p>×</p> <p>×</p> <p>×</p>	点	3点、2点、1点又は0点
メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		4点	×	点	4点又は0点
安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置(CO警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等)の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っていること。		4点	×	点	4点又は0点

No.2 消費者保安啓発活動						
消費者への 保安啓発活 動	全消費者に対し、年2回以上保安 啓発活動を行っている。 (例: 保安啓発と緊急時の連絡先 を記入した領収書を発行してい る。)		5点	×	点	5点又 は0点
10月の消費 者保安月間 における消 費者への保 安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主 啓発活動を実施している。 (例: LPガス安全委員会のリーフ レット配布やポスター掲示。)		5点	×	点	5点又 は0点
高齢者、障 害者世帯等 に対する特 別な保安活 動	LPガスを使用する高齢者や障害 者を把握し、重点的な保安啓発 活動を行っている。		5点	×	点	5点又 は0点
		合 計	29点		0 点	

総合計(+ +)

	総合計	100点	-	0 点	-
--	-----	------	---	-----	---

保安活動概要の記入用紙

計画

保安教育について:

安全装置の設置について:

消費者啓発について:

実行

検討・評価